

公 告

霞ヶ浦河川事務所の災害時等応急対策業務に関する協定【調査関係(測量・地質調査・調査検討・設計・用地測量)】の追加公募

次のとおり公告します。

令和8年1月23日

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所長 中崎 薫

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、霞ヶ浦河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務に関する協定【調査関係(測量・地質調査・調査検討・設計・用地測量)】(以下、「業務」という。)】」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

霞ヶ浦河川事務所管内の河川及びその流域。

(3) 協定期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

(4) 協定書(案) 別紙-1のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内容
区分(1)	工事用測量に関する業務
区分(2)	UAV等による空中写真測量に関する業務
区分(3)	地質調査に関する業務
区分(4)	治水対策検討等に関する業務
区分(5)	治水施設(護岸・堤防・樋管(門)等)の詳細設計に関する業務
区分(6)	用地測量・建物等の調査等に関する業務

3. 申請者の条件

(1) 企業要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 上記2. の区分（1）・（2）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（3）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（4）・（5）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（6）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- 3) 上記2. の区分（6）については、「補償コンサルタント登録規定」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項別表の「土地調査部門」及び「物件部門」の登録を受けていること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。

- 4) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第22号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

- 7) 平成27年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」にお

ける場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

区分（1）、（2）、（3）、（4）、（5）の業務：国、特殊法人、地方公共団体等が発注した河川事業関連業務のうち、上記2. の区分毎に次に示した業務。

区分（1）：工事用測量に関する業務

区分（2）：UAV等による空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討等に関する業務

区分（5）：治水施設の詳細設計に関する業務

区分（6）の業務：国、特殊法人、地方公共団体等が発注した用地測量等の業務のうち、上記2. の区分毎に次に示した業務。

区分（6）：用地測量又は用地調査に関する業務

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）とする。
(以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。)
(上記注1から注5については巻末に記載する。)

8) 上記2. の区分（1）については、本店が茨城県内、又は千葉県内に所在すること。

区分（2）・（4）・（5）については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。区分（3）・（6）については、本店、支店又は営業所が茨城県内、又は千葉県内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

i) 土木関係建設コンサルタント（上記2. の区分（4）・区分（5）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

ii) 地質調査（上記2. の区分（3）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様

式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

iii) 測量（上記2. の区分（1）、区分（2）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

iv) 補償関係コンサルタント（上記2. の区分（6）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を1年以上有していると認められる者が常駐（常に1名以上常駐）している支店等営業所をいう。

（2）技術者要件

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（1）・（2）について

ア)	測量士
----	-----

区分（3）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）
----	--

イ)	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質－業務：調査）
エ)	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分（4）・（5）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：調査、設計）
エ)	RCCM（上記ウを除く）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く）

区分（6）について

ア)	「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）
イ)	「土地調査部門」の補償業務管理士
ウ)	「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
エ)	行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

4. 技術審査

（1）技術審査項目については以下のとおりとする。

なお、出動にあたっての要請順位について、下記の事項に加え、被災箇所や被災状況を鑑み、被災箇所に到着するまでの時間や確保できる体制等を考慮して総合的に判断して決定する。

1) 企業の業務実績

平成27年度以降公告日までに完了した業務を下記にて審査する。

・区分（1）、（2）、（3）、（4）、（5）については、国、特殊法人、地方公共団体等が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の有無を審査する。

区分（1）：工事用測量に関する業務

区分（2）：UAV等による空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討等に関する業務

区分（5）：治水施設の詳細設計に関する業務

・区分（6）については、国、特殊法人、地方公共団体等が発注した用地測量業務の有無を審査する。

区分（6）：用地測量等に関する業務

2) 地域性等

i) 地理的条件

- ・区分（1）については、本店縛り。
- ・区分（2）、（3）、（4）、（5）、（6）については、対象地域における「本店」、「支店又は営業所」の所在地の有無を審査する。

ii) 地域貢献度

- ・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和2年度以降参加表明書の提出までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績の有無。

3) 専門技術力

i) 企業の業務成績

令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務の平均業務成績。

- ・区分（1）、（2）、（3）、（4）、（5）については、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の平均業務成績。

区分（1）：工事用測量に関する業務

区分（2）：UAV等による空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討等に関する業務

区分（5）：治水施設の詳細設計に関する業務

- ・区分（6）については、国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務の有無を審査する。

区分（6）：用地測量等に関する業務

※審査対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記1)の業務のみを対象とする。

- 1) 関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）
- 2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務
- 3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

ii) 企業の優良表彰

- ・関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で審査する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある。

iii) 技術者の業務成績

令和3年度以降、令和6年度末までに完了した業務を下記にて審査する。

- ・区分（1）、（2）、（3）、（4）、（5）については、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の平均業務成績により審査す

る。

区分（1）：工事用測量に関する業務

区分（2）：UAV 等による空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討等に関する業務

区分（5）：治水施設の詳細設計に関する業務

・区分（6）については、国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、

区分毎に次の業務の平均業務成績により審査する。

区分（6）：用地測量等に関する業務

※審査対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績
がある場合は下記1)の業務のみを対象とする。

1) 関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国
土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除
く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港
関係を除く。）の発注業務

3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

iv) 技術者の優良表彰

・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港
湾空港関係を除く）で、令和3年度以降、令和6年度末までに完了した業務のう
ち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で審査する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受
けた経験がある。

イ) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表
彰を受けた経験がある。

5. 手続き等

(1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる申請者の条件を有することを証明するため、次に従
い、申請書を提出し、霞ヶ浦河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けな
ければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本
協定に参加することができない。

(2) 担当部局

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 流域治水課

TEL 0299-63-2415

FAX 0299-63-2495

メールアドレス ktr-saitaikasumi1@mlit.go.jp

担当：流域治水課長 栗田

(3) 申請書類

- 1) 申請書様式－1
- 2) 調査票様式－2～6

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月13日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省霞ヶ浦河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、FAX 又は電子メールにより提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

FAX 及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

2) 提出期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月13日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出場所

上記（2）に同じ。

(6) 企業の業務実績として記載する業務のT E C R I S（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、T E C R I S等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 霞ヶ浦河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。（様式は自由とするが、参考として質問書様式を参考資料1に示す。）

①提出方法

上記（5）1) と同じ。

②受領期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

③提出場所

上記（2）と同じ。

6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 審査に関する事項

提出された申請書により3.に掲げる申請者の条件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書と被災箇所に到着するまでの時間や確保できる体制等を考慮して総合的に判断する。

7. 協定締結者への通知

「霞ヶ浦河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計・用地測量等）に関する協定」の締結についての通知は、令和8年3月6日（金）（予定）をもって協定締結者に通知する。

8. 非締結に関する事項

（1）協定を締結しなかった者（参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等）は、担当部局に対して締結しなかった理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和8年3月16日（月）

②提出場所：5.（2）と同じ。

③提出方法：5.（5）1）と同じ。

（2）担当部局は、説明を求められたときは、令和8年3月25日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

（注1）「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港（株）：新関西、成田
- ・高速道路（株）：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業（株）
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人

宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、

日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構

・独立行政法人

空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、

国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、

国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、

自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、

鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、

日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、

日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構

（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から
第3条に示す独立行政法人を含む）

・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人

・地方共同法人日本下水道事業団

・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

・普通地方公共団体

都道府県、市町村

・特別地方公共団体

特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

（注3）「地方公社」とは、以下のものをいう。

・地方道路公社法に基づく「道路公社」

・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」

・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

（注4）「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関